

第四十回国会 衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第七号

昭和三十七年三月二十二日(木曜日)

午後一時四分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事青木 正君 理事竹山祐太郎君

理事丹羽喬四郎君 理事坂本 泰良君

理事島上善五郎君 理事畑 和君

薩摩 雄次君 首藤 新八君

中垣 國男君 林 博君

福永 一臣君 坪野 米男君

山中日露史君 井堀 繁男君

出席政府委員

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 松村 清之君

(選挙局長)

本日の会議に付した案件

公職選挙法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇九号)

○加藤委員長 これより会議を開き

ます。

公職選挙法等の一部を改正する法律

案、及び国会議員の選挙等の執行経費

の基準に関する法律の一部を改正する

法律案を一括議題として審査を進め

ます。

公職選挙法等の一部を改正する法律

案に対し、日本社会党島上善五郎君外

二名より修正案が提出されておりま

す。

公職選挙法等の一部を改正する法

律に対する修正案

公職選挙法等の一部を改正する法律

案の一部を次のように修正する。

本則中第一条の一部を次のように修

正する。

目次の改正に関する部分中『第八十
六条(公職の候補者の立候補の届出等)
六条の二(被選挙権のない者の立候補
の禁止)』に、『第九十条
(公務員の立候補制限)
(立候補のための公務員の退職と
(公務員となつたため立候補の辞退と
みなされる場合)』
第九十一条(公
務員の立候補制限)
(高級公務員であつた者等の立候補制
補のための公務員等の退職)
務員等となつたため立候補の辞退とみ
なされる場合)』
第九十一条(公
務員となつたため立候補の辞退とみな
される場合)若しくは『公務員等
となつたため立候補の辞退とみなされ
る場合)若しくは』に改める。
第八十七条の改正に関する部分の次
に次のように加える。
第八十九条の次に次の一条を加え
る。
(高級公務員であつた者等の立候補
制限)
第八十九条の二 次の各号に掲げる職
の又は二以上に引き続き二年以上
在つた者は、前条第一項の規定にか
かわらず、当該引き続き在職に係る
最後の職を離れた日以後一年以内に
行なわれる参議院(全国選出)議員
の選挙における候補者となることが
できない。
一 地方支分部局(国家行政組織法
(昭和二十三年法律第二十号)第
九条に規定するものをいう。以下
同じ)が全国的に置かれておる省
のうち次の表に掲げるものにおい
て、当該地方支分部局の事務の全
部又は一部を所掌する同表に掲げ
る局長並びにその官房長及び事
務次官

第三十四条第六項の改正に関する部
分中『第三十四条』の下に『第四項中
『第九十条第五号に掲げる事由に由る
再選挙については第二百二十条第二項
の規定による通知を受けた日から、第
百九条第六号』を『第九十条第五号』
に改め、同条』を加える。
第六十八号第二号の改正に関する部
分中『加える』を『加え』若しくは第
八十八条(選挙事務関係者の立候補制
限)』を『第八十八条(選挙事務関係者
の立候補制限)若しくは第八十九条の
二(高級公務員であつた者等の立候補
制限)第一項若しくは第二項後段』に
改める』に改める。
第八十六条第八項の改正規定中『公
務員となつたため立候補の辞退とみな
される場合)若しくは』を『公務員等
となつたため立候補の辞退とみなされ
る場合)若しくは』に改める。
第八十七条の改正に関する部分の次
に次のように加える。
第八十九条の次に次の一条を加え
る。
(高級公務員であつた者等の立候補
制限)
第八十九条の二 次の各号に掲げる職
の又は二以上に引き続き二年以上
在つた者は、前条第一項の規定にか
かわらず、当該引き続き在職に係る
最後の職を離れた日以後一年以内に
行なわれる参議院(全国選出)議員
の選挙における候補者となることが
できない。
一 地方支分部局(国家行政組織法
(昭和二十三年法律第二十号)第
九条に規定するものをいう。以下
同じ)が全国的に置かれておる省
のうち次の表に掲げるものにおい
て、当該地方支分部局の事務の全
部又は一部を所掌する同表に掲げ
る局長並びにその官房長及び事
務次官

省名	局名
大蔵省	主計局 主税局 管財局 銀行局
農林省	農林経済局 農地局
通商産業省	通商局 企業局 重工業局 軽工業局 鉱山局 鉱山保安局 公益事業局
運輸省	海運局 船舶局 港湾局 鉄道監督局 自動車局

省名	庁名
郵政省	観光局 郵務局 貯金局 簡易保険局 電波監理局
労働省	労働基準局 職業安定局
建設省	河川局 道路局 営繕局
農林省	食糧庁 林野庁 水産庁
通商産業省	中小企業庁
運輸省	海上保安庁

二 地方支分部局が全国的に置かれ
ている国家行政組織法第三条第二
項に規定する庁(中小企業庁を含
む)のうち次の表に掲げるもの
長及び次長

三 防衛事務次官
四 警察庁の長及び次長
五 検事総長及び次長
六 次の各号に掲げる職に在る者(以
下「公社等の役員」という)は、在
職中衆議院議員又は参議院議員の選
挙における候補者となることができ
ず、また、これらの職の一又は二以

上に引き続き二年以上在った者は、前条第一項の規定にかかわらず、当該引き続き在職に係る最後の職を離れた日以後一年以内に行なわれる参議院(全国選出)議員の選挙における候補者となることができない。

一 日本国有鉄道(監査委員)の委員を除く。又は日本専売公社若しくは日本電信電話公社の役員(監事を除く)。

二 日本道路公団又は日本住宅公団の役員(監事を除く)。

三 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫又は中小企業金融公庫の役員(監事を除く)。

第九十条及び第九十一条の改正に関する部分の次に改める。

第九十条の見出し中「公務員」を「公務員等」に改め、同条中「前条」を「第八十九条(公務員の立候補制限)又は前条第二項前段」に改め、「公務員」及び「当該公務員」の下に「又は公社等の役員」を加え、「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」に改め、同条中「第一項から第四項まで及び第六項」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」に、又は第八十九条(公務員の立候補制限)を、第八十九条(公務員の立候補制限)又は第八十九条の第二項前段(公社等の役員の立候補制限)に改める。

第九十三条の改正に関する部分中「第二項中」を「第二項中「公務員」を「公務員等」に改め、同条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第百七条中「第二百五十一条(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)」の下に「若しくは第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪に因る当選無効)」を加える。

第百九条第五号及び第六号を次のように改める。

五 第二百五十一条(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)又は第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪に因る当選無効)の規定により当選人の当選が無効となつたとき。

第百七十四条第五項の改正規定中「公務員」を「公務員等」に改める。

第二百一十一条の改正に関する部分の次に改める。

第二百二十条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百三十一条第三項の改正規定中第四号の次に次の一号を加える。

五 公職の候補者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で前各号のいずれか一に掲げる者との意思を通じて選挙運動をしたもの

第二百三十九条の二の改正規定中見出しを「公務員等の地位利用による選挙運動の制限違反」に改め、第一項を削り、第二項を同条とする。

第二百五十一条の二の改正規定のうち第一項各号列記以外の部分中「(第四号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつたとき)」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 公職の候補者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者又は前各号のいずれか一に掲げる者との意思を通じて選挙運動をしたもの

第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十四条の二、第二百五十二条(選挙の自由妨害罪)、第二百二十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百三十九条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百五十二条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)を「第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

第二百三十一条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)若しくは第二百五十二条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)を「第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

第二百三十九条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)若しくは第二百五十二条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)を「第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

第二百五十一条の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)各号に掲げる者が第二百五十一条、第二百五十二条、第二百二十三條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十四條の二(おとり罪)若しくは第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)若しくは第二百五十二条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)を「第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

第二百五十一条の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)各号に掲げる者が第二百五十一条、第二百五十二条、第二百二十三條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十四條の二(おとり罪)若しくは第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)若しくは第二百五十二条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)を「第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

第二百五十一条の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)各号に掲げる者が第二百五十一条、第二百五十二条、第二百二十三條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十四條の二(おとり罪)若しくは第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)若しくは第二百五十二条の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)を「第二百五十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政党、協会その他の団体又はその支部に対し、寄附をしてはならない。

4 会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く)を受けている場合において、当該融資を行なっている者が、当該融資につき、国又は地方公共団体から利子補給金の交付の決定を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して一年を経過した日(当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、当該会社その他の法人は、政党、協会その他の団体又はその支部に対し、寄附をしてはならない。

第二十二條の二 政党、協会その他の団体又はその支部は、前条に規定する者から寄附を受けてはならない。この場合において、寄附を受けてはならない期間は、同条第一項及び第三項に規定する者からの寄附についてはそれぞれ当該事由の存続する間とし、同条第二項及び第四項に規定する者からの寄附についてはそれぞれ当該各該各項に定める間とする。

千円以上五万円以下の罰金に処する。
2 会社その他の法人が第二十二條の規定に違反して寄附をしたときは、当該会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者は、これを三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。
第二十六條の改正規定中「第二十二條」を「第二十二條の二又は第二十二條の三」に改める。
附則の一部を次のように修正する。
附則第一條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 新法第八十九條の二第一項及び第二項後段の規定は、施行日以後その職を離れた者から適用する。
附則第四條を次のように改める。
(訴訟に関する経過措置)
第四條 この法律による改正前の公職選挙法の規定(これを準用する場合を含む)により行なわれた選挙及び附則第二條の規定により従前の例により行なわれる選挙に係るこの法律による改正前の公職選挙法第二百一十一條の規定(これを準用する場合及び附則第二條の規定により従前の例による場合を含む)による当選無効の訴訟については、なお従前の例による。

第二十五條の次に次の一條を加える。
第二十五條の二 第二十二條第一項に規定する者(会社その他の法人を除く)が同項の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁錮又は五

前条第二項前段に、第九十一條の項中「又は第八十九條」を「第八十九條又は第八十九條の二第二項前段」に改め、第二百一十一條第一項の項を削り、第二百一十二條第一項の項中「第二百一十一條第二項」を削り、第二百一十一條第三項の項中「次の各号」を「次の各号」に、「第一号、第二号、前各号」を「第一号、第二号、及び第四号」を「第一号、第二号、第四号及び第五号」に、第二百一十二條第三項の項及び第二百二十三條第三項と第二百二十三條の二第二項の項中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に、第二百五十一條の二第一項の項中「次の各号」を「次の各号、前各号」に、「第一号、第三号及び第四号」を「第一号、第三号及び第四号」に改める。

第九十四條第一項前段の改正に関する部分中「第八十六條の二」に改め、「第二百一十一條第二項」を削り、「第二項後段の表の改正規定のうち第九十條の項中「前条」を「第八十九條又は第八十八條(選挙事務関係者の立候補

制限」を「第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九條の二(高級公務員であった者等の立候補制限)第一項若しくは第二項後段」に、第九十條の項中「前条」を「第八十九條(公務員立候補制限)又は前条第二項前段」に、第九十一條の項中「又は第八十九條(公務員立候補制限)」を「第八十九條(公務員立候補制限)又は第八十九條の二第二項前段(公社等の役員立候補制限)」に改め、第二百一十一條の項を削り、第二百一十二條第一項の項中「第二百一十一條第二項」を「及び第二百一十一條第二項」に、第二百二十三條第三項の項中「第三項」を「第二項」に、第二百五十一條第三項の項中「次の各号」を「次の各号、前各号」に、「第一号、第二号、及び第四号」を「第一号、第二号、第四号及び第五号」に、第二百二十三條第三項、第二百二十三條の二第二項の各項中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に、第二百五十一條の二第一項中「次の各号」を「次の各号、前各号」に、「第一号、第三号及び第四号」を「第一号、第三号及び第四号」に改める。

第九十條の次に次の一條を加える。
第九十條の二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように

改正する。
第二百二十八條及び第四百四十四條中「第二百七條第一項若しくは第二百一十一條」を「若しくは第二百七條第一項」に改める。

○加藤委員長 これより修正案について提出者より趣旨説明を求めます。島上善五郎君。
○島上委員 たいま議題となりました公職選挙法等の一部を改正する法律案の修正案について、私は、日本社会党を代表し、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。
過ぐる三月一日、政府は、民主政治の健全な発展を期するため、選挙制度審議会の答申に基づき所要の改正を行なうとの理由により、公職選挙法等の一部を改正する法律案を本院に提案したのでありますが、その内容は、選挙制度審議会の答申中の最も重要な、連座制の強化、政治資金の規正、高級公務員立候補制限の三点を全く背反させたものであり、金のかからない公明選挙を切望する国民多年の念願を踏みにじったのであります。このことは、一昨年十一月の衆議院選挙における醜態目をおおわしめるような数多くの金権腐敗選挙に対して、政府及び与党が何らの反省を示していないことを物語るものであり、みずから提案して作った選挙制度審議会の答申尊重の義務を怠り、審議会設置法第三条に違反する行為といわねばなりません。

そこで、日本社会党は、右の三点につきは答申通り修正案をここに提案し、国民注視の中において政府案と対比して十分に審議していただきたいと存する次第であります。

次に、この修正案の内容について御説明いたしますが、高級公務員の立候補制限に関する事項と連座制強化に関する事項は、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案であり、政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案であります。

まず、公職選挙法一部改正の修正点について申し上げますと、その第一は、高級公務員の立候補制限に関する事項であります。高級公務員の一部の者が、過去において国家の権力機構を悪用し、許可、認可、補助金、交付金支給等々、選挙人に接する行政を通じて、在職中に、主として参議院全国区選挙に際し露骨な事前運動を行ない、選挙の公正公明を乱した事実は枚挙にいとまなく、国民ひとしくひんしゆくして、これらの高級公務員の立候補を制限すべしとの国民の声はかつての選挙制度調査会当時から取り上げられ、今回の選挙制度審議会においても重要事項の一つとして検討の結果、国または公社、公団もしくは公庫の法律で定める職にあつた者は、離職後最初に行なわれ

る参議院全国選出議員の選挙に立候補できないものとする事との答申がなされたのであります。しかるに政府案は、第一に、高級公務員に限らず一般公務員にまで広げて焦点をぼかし、内容をすりかえ、第二には、立候補を制限せず、地位利用の選挙運動及びその類似行為を禁止し、この禁止に違反した場合の当選を無効にする案に変更したのであります。これでは答申の内容が全く無視されゆがめられたというのばかりありません。

われわれは答申の趣旨を尊重して修正案を作成し、別紙修正案要綱にありますが、法律に定める職について、弊害の最も多いと思われる地位に極力しぼり、また、在職期間が短期で影響力の薄いと思われるものはこれを除外し、指定の職に通じて二カ年以上の在職者に限り、また離職後一年間に限られる全国区立候補禁止に限つたのであります。このように特定の職、特定の選挙、特定の期間に止つたことにより、一部にいわれる憲法違反の疑いもないものと確信いたします。

第二に、連座制に関する事項について申し上げます。過去の幾多の実例が示すように、総括主宰者または出納責任者の悪質違反による刑確定後、選挙人による当選無効の訴訟によって再度の裁判を経て連座する現行規定はほとんど連座の実効を上げ得ない有名無実の法律であるのにかんがみ、これをきびしく改正すべしとの国民世論を正しく取り上げたのが答申案であります。しかるに政府案は、連座の対象者は一応答申を尊重してはいるが、親族については、同居し、意思を通じ、悪質犯罪により禁固以上の刑に処せられ、刑の執行猶予に処せられなかつた場合のみに限定したことにより、これまた全く有名無実の空文と化し、その上肝心の当然失格規定が削られ、刑確定後検察官の当選無効の訴訟提起に変更したことによつて、現行法と選ぶところのないものに後退してしまつたのであります。もしこれをしも連座制強化というならば、まさに羊頭を掲げて狗肉を売るのたぐいで、法律にうとい国民を欺くものといわざるを得ません。

われわれの修正案は、審議会の答申通りに、第一は、対象となる総括主宰者、出納責任者等並びに親族の悪質違反による刑確定と同時に当選者は当然に失格することとし、第二に、親族については、同居、禁固以上、執行猶予にならない場合等を削除し、意思を通じての条件のみを付することとしたのであります。敵格に過ぎるとの声も聞かないではないが、近來の日に余る買収選挙の宿弊を正すには、この程度のきびしさをもつてしなければとうてい不可能であると信ずるからであります。

次に、政治資金規正法の一部修正案に対する修正点を申し上げます。選挙界の腐敗の根源は、莫大な政治資金が不正不当に流されることにあることは申し上げるまでもなく、従つて物と金によつて汚されている昨今の腐敗選挙を肅正するには政治資金に必要な規正を加ふることの緊要なるは、何人も認めるところであります。選挙制度審議会がこの点に着眼し、国または公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者たる者並びに国から補助金、奨励金、助成金、負担金等または出資金を受けている会社その他の法人、地方公共団体と同様の関係にある会社、法人は、選挙または政治活動に関し寄附をしてはならないものとすると答申をしたことは、きわめて適切であるといふべきであります。審議会においては、これはさしあたって必要な最小限の措置であつて、さらに進んで、政治献金はすべて個人に限定すべきものと理想に近づけようとしているのも当然とうなずけるのであります。しかるに政府案は、

一切の規正を当該選挙に關してのみ限定し、一般の政治献金に關しては従来通り何らの規正も加えず、これまた全くのざる法に後退させてしまつたのであります。

同または公社等と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者や、国から財政投融資、補助金、交付金、利子補給等の特別の恩恵を受けている会社等が、当該選挙に關して以外ならば政党に對する献金が野放しに許されてよいものであろうか。一般政治献金と選挙資金が厳密な意味で区別することは不可能であります。これはまさに政界腐敗の根源、疑獄、汚職の温床が無限に放置されているにひとしく、政治道義の上からも断じて不可といわねばなりません。このようなことでは、民主政治の健全なる発展も選挙の公明化も百年河清を待つにひとしいといふべきであります。

そこで、われわれは、審議会の答申案通りに、選挙に關するいなどを問はず、前述の国と密接な利害關係の伴う会社、法人からの政党への献金を禁止する修正を加えようとするものであります。

以上をもつて修正案の概要を御説明いたしました。すでに世論は圧倒的に審議会の答申案を支持していることが明らかであり、国会における審議中にさらに一段とこの世論が高まるものと思われまふ。何とぞ十分御審議の上、われわれの修正案を取り入れすみやかに公職選挙法の大改正を実現し、国民の信頼にこたえられんことを希望する次第であります。(拍手)

ただいま趣旨説明を聴取いたしました修正案に対し、質疑は次会より行なうことといたします。本日はこの程度とし、次会は、明日十三日午前十一時から委員会を開会いたします。これにて散会いたします。午後一時十七分散会

昭和三十三年三月二十六日印刷

昭和三十三年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局